

## 物産休憩棟に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	委託販売等で商品を取り扱う場合「必ず取り扱う必要がある商品」や指定商材等はあるか。	必ず取り扱っていただく必要がある商品や指定の商材はございません。 ただし、街道文化・日本遺産事業の推進のため、関連商品取り扱いのご協力をお願いする場合がございます。（日本遺産御周印等）
2	調理スペースおよび品出しカウンターについて、取り外しや機材の入れ替えを行うことは可能か。	建物本体に関わらない軽微な工事や機材の入れ替えを行うことは可能です。 ただし、内容については事前に街道・文化課にご相談いただいたうえ事業者様のご負担で工事を行ってください。 なお、施設の使用期間が満了したとき、または使用許可が取り消されたときは、原状回復のうえ退去することを条件とします。
3	開店時間を早めることは可能か。(8時30分頃)	歴史・文化施設の管理上の観点から、開店時間は午前9時からとさせていただきます。
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		